

奈良市都市計画マスタープラン地域別ワークショップ設置要領

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する本市の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）の策定にあたり、市民の意見を広く反映させるため、「奈良市都市計画マスタープラン地域別ワークショップ」（以下「ワークショップ」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 ワークショップは、平成14年に策定された現行の都市計画マスタープランにおける地域区分の7地域に、月ヶ瀬地域及び都祁地域を加えた9地域（別図）ごとに、まちづくりの課題や将来像等について議論する。

(組織)

第3条 ワークショップは、地域ごとに委員10人程度で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民から公募した者
- (2) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、都市計画マスタープランの策定が終了するまでとする。

(事務局)

第5条 ワークショップの事務局は、都市計画課に置き、事務局長は、都市計画課長をもってあてる。

2 事務局長は、会務を総理し、ワークショップを代表する。

(開催)

第6条 ワークショップは、事務局長が招集して開催する。

2 ワークショップは、原則として公開とする。ワークショップの傍聴に関しては、「奈良市都市計画マスタープラン地域別ワークショップの傍聴に関する取扱要領」による。

(謝礼)

第7条 委員がワークショップに出席したときは、予算の範囲内で謝礼を支払う。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 ワークショップの庶務は、都市計画課において処理する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、ワークショップの運営その他について必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成24年10月22日から施行する。

(廃止)

2 この要領は、都市計画マスタープランが策定された日限り、廃止する。

別図 (第2条関係)

